

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）に対する意見と市の考え方

番号	該当ページ	項目	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	計画案の修正点
1	-	-	<p>①亀山市の農用地の集積は、農業振興地域の畑地も含まれ、宅地の移転も視野に農地の集約と思われるが、如何な施策か。</p> <p>②畑地の集約はこの計画に含まれるのか。</p> <p>③農業経営基盤強化で市税は現状よりどれだけ増加するのか算出根拠を開示願う。</p>	<p>① 農用地の利用集積に関する目標は、畑を含む農用地を効率的かつ安定的に農業経営を営む者へ利用集積するものであり、宅地を移転して農地を集約するものではありません。</p> <p>② 畑地を含む農用地の利用集積です。</p> <p>③ 基本構想は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを定めるものです。最終的には、認定農業者等の収益の増加につなげるものでありますが、市税の増加を考慮するものではありません。</p>	修正なし
2	-	-	<p>①市は農地を守るための振興地であるなら、何か特典を設けるべきではないでしょうか。</p> <p>②将来、能褒野は振興地で縛るより、緑あふれる住宅団地にするべきではないでしょうか。</p>	<p>① 基本構想は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを定めるものであり、農業振興地域の整備に関する法律による亀山農業振興地域整備計画で定める農業振興地域内の農地への特典については、別途の検討となります。なお、市では農業振興地域内農用地区域内の農地に新たに利用権設定を行う際の「農地利用集積推進補助金」などを設けております。</p> <p>② 農業上の用途区分については、①と同様に農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で定めるものではな</p>	修正なし

				く、亀山農業振興地域整備計画で検討するものです。	
3	-	-	①今日まで、能褒野の畑作「優良農地」に付して、どのような施策を実行してこられたのか。	① 能褒野地区においては、過去に開拓地農道整備事業や花木産地総合整備事業による客土工事など行ってまいりました。また、生産者や認定農業者、集落営農組織に対する支援制度として、「農業者戸別所得補償制度」における、小麦、二条大麦、大豆、そばなどの畑作物の生産に対する所得補償交付金や、農業振興地域内農用地区域内の農地に新たに利用権設定を行う際の「農地利用集積推進補助金」などを設けております。	修正なし
4	-	-	①申し入れ書が提出されず農振除外が行政判断にて認可された件には非常に不満である。平成25年度にて農業振興地の見直しが行われる予定だと思いますが、地権者との話し合いを持っていただけるのか、現地調査にも同行させてもらえるのか答えていただきたい。マスタープランにて協議を行うと明記されているが、過去3年間開催されていない。具体的なプランを早く出してもらい、協議を再開したい。	① 基本構想は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを定めるものであり、農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律による亀山農業振興地域整備計画で定めるものです。したがって、農用地の除外については、亀山農業振興地域整備計画で検討するものです。	修正なし